

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	2698	受 理 年 月 日	令和4年2月21日
件 名	看護等の現場で働く職員の収入の抜本的改善の要請		
要 旨	<p>医療、介護、保育、学童保育、障害福祉の現場は常に人手不足で、離職も多く、その理由のトップには常に責任の重さに比して賃金が低いことが挙げられている。やりがいを感じながらも働き続けられず辞めていく職員は後を絶たない。介護職員や保育士、障害福祉職員の賃金は、全産業平均より月7～10万円低く、専門職として仕事に見合う賃金ではない。</p> <p>こうした事態の中、政府はコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、看護職員、介護職員、障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭の公定価格で規定されるケア労働者の賃金引上げの具体化を進めている。</p> <p>しかし、政府が進める賃金引上げの額や範囲は、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員は収入の3パーセント程度（月額9,000円）、看護職員は収入の1パーセント程度（月額4,000円）の引上げにとどまっている。さらに、看護職員は救急搬送年200件以上の医療機関の看護師らと対象を絞っていることや、対象職種以外は基本的に対象にならないとされ、対象職種以外に分配すると賃上げ額が下がることになる。ケア労働者は、コロナ禍の中で自らの健康と生活をなげうって、国民の命と暮らしを守るために激務の中で必死に奮闘してきた。しかし、使命感・責任感では支えきれなくなり、退職者が続出し、深刻な事態になりかねないのが現場の実情である。</p> <p>新型コロナウイルスの感染拡大から、国民の命を守るために大幅な増員が必要である。その役割にふさわしい賃金にしなければ、担い手は確保できず、安心安全の医療・介護・福祉は実現できない。</p> <p>については、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づく看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等の抜本的改善を行うことについて、国に対する意見書を決議するよう願う。</p>		
陳 情 者	<p>京都地方労働組合総評議会 議長 梶川 憲</p>		
回付委員会	教育福祉委員会		